

「新修・舞鶴市史」編さん実施計画 (案)



令和6年3月
舞鶴市

本実施計画は、「新修・舞鶴市史編さん方針」（令和5年7月作成）に基づき、令和の時代における新たな市史編さんが、計画的かつ円滑に推進できるよう、舞鶴市市史編さん委員会（東昇委員長）での意見をふまえ、策定したものである。

なお、本計画は、重要な史実等の判明や編さん環境の変容などにより、必要に応じて、適正に改訂するものとする。

1 編さん趣旨

舞鶴市の原始・古代まで遡り、現代までの発展過程を適正に理解し、歴史的資料を適切に整理・保存して後世に継承することにより、市勢の発展と市民の郷土愛の醸成に資するとともに、未来に希望が持てる活力のあるまちの展望につなげる。

2 背景

既刊の舞鶴市史のうち、「史料編」については、市制施行30周年（昭和48年）を記念して発刊され、これを機として、順次、編さんに着手し、平成6年に「年表編」が発刊されるまで、23年間を要して全7巻が刊行された。（「第1次編さん事業」とする。）

その後、今日まで約30年が経過するなか、令和5年、市制施行80周年を迎えるにあたり、記念事業の一環として改めて市史編さんに取り組み、本市が歩んできた歴史を的確に未来に継承していこうとするものである。（「第2次編さん事業」とする。）

3 既刊市史の状況（第1次編さん事業）

(1) 概要（全7巻、発刊日順）

分類	発刊日	内容等
史料編	S48.5	丹後国加佐郡旧語集など本市根本史料を採録（明治期～S49）
各説編	S50.3	市概要、動植物、産業、商業、交通、教育、文化財、行政
通史編（中）	S53.10	明治期～一部大正期
通史編（下）	S57.7	大正期～昭和期太平洋戦争終結
現代編	S63.9	第二次世界大戦終結時～昭和50年代
通史編（上）	H5.3	自然環境、原始古代～近世
年表編	H6.11	縄文～平成4年

(2) 発行部数等（種別順）

分類	発刊日	規格 A5 版	発行部数	頒布価格	備考
史料編	S48.5	619 頁	4,000	3,000 円	在庫なし
各説編	S50.3	886 頁	5,000	3,500 円	
通史編（上）	H5.3	1262 頁	4,000	7,000 円	
通史編（中）	S53.10	708 頁	4,000	3,500 円	
通史編（下）	S57.7	918 頁	4,000	4,000 円	
現代編	S63.9	1093 頁	3,000	6,000 円	
年表編	H6.11	686 頁	3,000	6,000 円	

(3) 評価等

既刊市史 7 巻についての評価は、総じて、内容がしっかりとまとめられており、他の自治体と比較しても、クオリティが高いとされる一方で、史料編の充実度やビジュアル面では、検討の余地もあるとされた。

これらをふまえ、既刊市史は引き続き活用しつつも、新修市史では、史料編の充実化とわかりやすさ、使いやすさといった市民目線をもって、編さんしていくものとする。

4 編さん内容（第 2 次編さん事業）

市民の利活用を促進するため、学術的に高い水準を維持しつつ、平易な文章での記述や写真・図画等の多様な表現手法を用いることで、より理解しやすいものとする。

また、電子化を図り、記録メディアやインターネットなどで有効活用できる、使い勝手のよいものとする。

(1) 通史編・平成編（昭和 50 年代後半～令和初期）

本市の歴史を通史的に記述した通史編で直近のものは「現代編」であるが、その記述は、昭和 50 年代までとなっている。このため、行政文書等を中心に調査を行い、関係機関の協力を得ながら歴史的経過を新たに「平成編」として編さんする。

(2) 通史編・概要版（縄文～令和初期）

既刊市史を活用し、本地域の縄文期から現代までをダイジェスト版として編さんする。

(3) 各説編の分化等による分野編

既刊市史では、分野ごとの史実等は、「各説編」1巻にまとめられている。本市のまちづくりに大きな影響を及ぼした史実等については、それら内容の充実と利用便宜の向上を図るため、分野編として、それぞれ編さんする。

① 城と城下町編

安土桃山時代、細川幽斎公により、西地区に田辺城が築かれ、伊佐津川の瀬替えという大事業が実施されるなどにより、城下町が形成され発展してきた。

② 引揚港編

舞鶴港は、第二次世界大戦終結後、引揚港として13ケ年にわたり、66万人余の引揚者を迎え入れた歴史を有する。引揚記念館所蔵資料は、平成27年にユネスコ世界記憶遺産に登録されており、「引揚」は平和発信と継承すべき重要な史実となる。

③ 旧軍港編

明治34年に鎮守府が設置され、東地区の都市基盤整備が進められた。昭和25年に旧軍港市転換法が制定され、旧軍用財産が公共施設や産業施設等に転活用され発展してきた。

(4) 資料編

① 既刊市史編さん以降に判明している新たな史実や悉皆調査の成果等については、既刊市史の内容を活用し、その更新や補完を行うなど、改めて資料編として編さんする。

・基本構成…史料写真～翻刻文～本文（解説）

ア 考古・古代・中世

イ 近世

ウ 近代

② 先人によって伝えられてきた本市の歴史的・文化的・自然的な歴史文化遺産について、自然、地質、建造物、美術工芸、民俗などの分野ごとに悉皆調査し、地域特性等も明らかにしながら資料を取りまとめる。

ア 文化遺産

(5) 付帯事業

① 古文書や写真等の歴史史料をはじめとする歴史文化遺産の悉皆調査

の実施

ア 古文書の有無や分量、概略を調査し、当該文書の重要性や散逸の
危惧の高さなどを勘案し、本格調査の優先度を判断する。

イ 民間等が所蔵する文書については、必要なものは、市への寄託や
寄贈を依頼する。

ウ 借用史料については、可能な限り電子化等を図り記録する。

エ 市外所在史料も調査対象とし、本市への移管促進を調整する。

② 資料目録の作成

市史編さんを円滑に進めていくため、的確に資料目録を作成するも
のとする。

③ 国・府等関係機関が保管する本市関連の資料を調査・記録する。

④ 聴き取り調査の実施

行政施策に関わった関係者や地域住民の体験談などについて聴き取
り調査を行い記録する。

5 刊行計画

(1) 編さん期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とする。ただし、令和5年
度は本計画策定及び編さん体制づくりなどの市史編さんの具体化に向
けた準備期間とする。

(2) 年次計画

年次別の刊行計画は、別表のとおりとする。

(3) 頒布等

市史は紙媒体（原則A4判）と電子媒体（DVD等）を作成し、発行
部数、頒布の価格や方法については、別に定める。

6 組織・人員体制

(1) 市史編さん委員会

市史編さん実施計画や資料の収集・調査・保存等に関する重要事項に
ついて調査・審議し、学識経験を有する者6名以内で構成する。

(2) 市史編さん専門部会

編さん委員会の付属組織として、主に市史の執筆及びそのための資料

の調査、編集等を行い、次に掲げる分野ごとにそれぞれ学識経験を有する者等若干名で構成する。

- ① 考古・古代・中世専門部会
- ② 近世専門部会
- ③ 近代専門部会
- ④ 現代専門部会
- ⑤ 文化遺産専門部会

(3) 市史編さん協力員（学生、地域団体等）

専門部会の円滑な運営に資するため、資料調査等において、必要に応じて、編さん業務をサポートする。地域とも連携を図りながら、取組を推進する。

(4) 市史編さん市民サポーター

情報のデータベース化等を円滑に推進するため、史料となるデータ収集や整理等を行うボランティアとして、編さん業務をサポートする。

(5) 市史編さん庁内プロジェクトチーム

企画政策課を事務局とし、文化振興課（郷土資料館を含む。）や観光振興課（赤れんが博物館を含む。）、引揚記念館と連携を図りながら、庁内横断的組織として取組を推進する。

7 市民協働と編さんの周知

市民や地域が市史編さんの取組に参画できる機会を創出・拡大するとともに、より多くの市民に地域の歴史・文化に関心と理解をもってもらえることにより市民協働を推進し、ひいてはふるさと愛の醸成、さらに次世代への継承等に係る人材育成と地域文化の向上につなげていく。

(1) 史料データの提供

民間等が所蔵する歴史的文書等を把握するため、様々な媒体を通して、情報や資料提供の協力依頼を行う。

(2) 編さん情報等の共有

市史編さんの取組状況や市史関係情報については、適宜、様々な媒体を通じて、市民への周知等を図る。

- ① 市史編さん便りの発行
- ② 地域史講話等の開催

【付記】

未把握・未着手の史料等を対象とした調査は、長期的な取組となることから、本計画に定める編さん期間10年で終了するものではない。

従って、10年間で一つの節目として、その間で計画的に調査を実施し、完了したものを市史として刊行するが、史料調査については、永続的に継続するものとする。

また、悉皆調査や埋もれている資料の掘り起こし、文化遺産等のさらなる調査やその適切な記録化を行うことで、将来における第3次編さん事業の円滑な実施につながるよう、取組を展開していくものとする。



